

第 57 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢



改正雇用保険法の概要について — その 1 —

改正雇用保険法は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化などのため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保などを目指し、令和 6 年 5 月 10 日に国会で可決成立し、5 月 17 日に公布されました。概要は次の通りで、施行期日は公布日（令和 6 年 5 月 17 日）から令和 10 年 10 月 1 日までの間に、下記の 4 項目が施行されます。

1. 雇用保険の適用拡大【施行期日：令和 10 年 10 月 1 日】

*雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20 時間以上」から「10 時間以上」に変更し、適用対象を拡大する。➡ これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。【施行期日：令和 7 年 4 月 1 日】

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実

- ①自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする。
➡ 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則 2 か月としているが、1 か月に短縮する。5 年以内に 2 回を超える場合は 3 か月。【施行期日：令和 7 年 4 月 1 日】
- ②教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大 70% から 80% に引き上げる ➡ 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付（10%）を新たに創設する。
【施行期日：令和 6 年 10 月 1 日】

改正前	専門実践	特定一般		改正後	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%	➡	本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—		追加給付① (資格取得等)	20%	10%
追加給付② (賃金上昇)	—	—		追加給付② (賃金上昇)	10%	—
最大給付率	70%	40%		最大給付率	80%	50%

- ③自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金「教育訓練休暇給付金」を創設する。【施行期日：令和 7 年 10 月 1 日】

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

- ①育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（本来は給付費の 1/8 だが、暫定措置で 1/80 とされている。）を廃止する。【施行期日：令和 6 年 5 月 17 日】
- ②育児休業給付の保険料率を引き上げつつ（0.4% → 0.5%）、保険財政の状況に応じて引き下げ（0.5% → 0.4%）られるようにする。➡ ①及び②により、当面の保険料率は現行の 0.4% に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する。【施行期日：令和 7 年 4 月 1 日】

4. その他雇用保険制度の見直し

*教育訓練支援給付金の給付率の引下げ（基本手当の 80% → 60%）及びその暫定措置の令和 8 年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げなどの暫定措置の令和 8 年度末までの継続ならびに就業促進手当の所要の見直しなどを実施する。【施行期日：令和 7 年 4 月 1 日】

今回の改正雇用保険法で大きく変更されている点は、①教育訓練給付の拡充および被保険者の要件の週所定労働時間を「20 時間以上」から「10 時間以上」に変更し、適用対象の拡大を図った（施行期日：令和 10 年 10 月 1 日）ことです。次回は、令和 6 年 10 月 1 日から施行される「教育訓練給付金」について概要を見て行きたいと思います。

出典：厚生労働省ホームページ（一部筆者により編集、加筆修正をしています。）

< 参考資料 >
雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001255172.pdf>